

2025年2月25日

各位

株式会社スペース
代表取締役社長 佐々木 靖浩

当社元契約社員による不正行為に関するお知らせ

このたび、当社の元契約社員（以下、当該社員）の監理技術者資格者証偽造による不正行為（以下、本件）が判明しました。調査で判明した本件の概要および再発防止策について、以下の通りご報告いたします。本件により、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件発覚の経緯および概要

2024年11月25日、当社の監理技術者資格者証の申請過程において、一般財団法人建設業技術者センターが、工事経歴書に記載された配置技術者の一覧を確認したところ、監理技術者資格者証番号で本人確認ができない者がいるとの連絡を受け、本件が発覚いたしました。

その後の社内調査の結果、当該社員が監理技術者資格者証の画像データを偽造し、資格を偽っていたことが確認されました。この結果、2013年から2022年の間に完成した工事物件のうち、27件の工事物件において、無資格の当該社員を監理技術者として配置していたことが判明しました。当該社員は2023年12月末に当社を退職しております。なお、本件に関して、共犯者の存在ならびに会社の組織的な関与はございません。

2. 本件の原因

資格者証の確認を原本ではなく写しでおこなっていたことにより、偽造と判別できなかったことが原因でございます。

3. 本件に関する対応

1. 調査の実施

本件発覚後、弁護士等の社外専門家を含め、社内調査を実施いたしました。当社社員の監理技術者資格者証の原本確認をおこない、本件以外の不正がないことを確認しております。

2. 所管庁への報告

2024年12月23日、国土交通省関東地方整備局に本件について報告いたしました。その後、2025年2月18日に同局より、「建設業法第26条」に基づき、技術者等の不配置について改善措置を講じるよう、口頭による行政指導を受けました。

3. 取引先への対応

無資格の技術者が配置されていた工事物件に関わる取引先へ直接伺い、謝罪するとともに、本件の概要および再発防止策について説明してまいります。

4. 当該社員との取引

本件発覚直後より、当該社員とは一切の取引を停止しております。

4. 再発防止策

1. 管理体制の強化

資格者証の新規取得時および更新時の原本確認を徹底するなど、適切な管理体制を構築してまいります。

2. 社員および取引先への教育

引き続き、安全に関する研修を通して、社員および取引先のコンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

当社は本件を厳粛に受け止め、再発防止策を確実に実行し、信頼回復に向けて取り組んでまいります。

【本件に関する問い合わせ】

株式会社スペース 制作管理本部 近藤

携帯番号：090-5117-9529

メールアドレス：partner@space-tokyo.co.jp

【報道関係の問い合わせ】

株式会社スペース 経営管理本部 広報部 原田

携帯番号：090-5004-2258

メールアドレス：kouhou@space-tokyo.co.jp